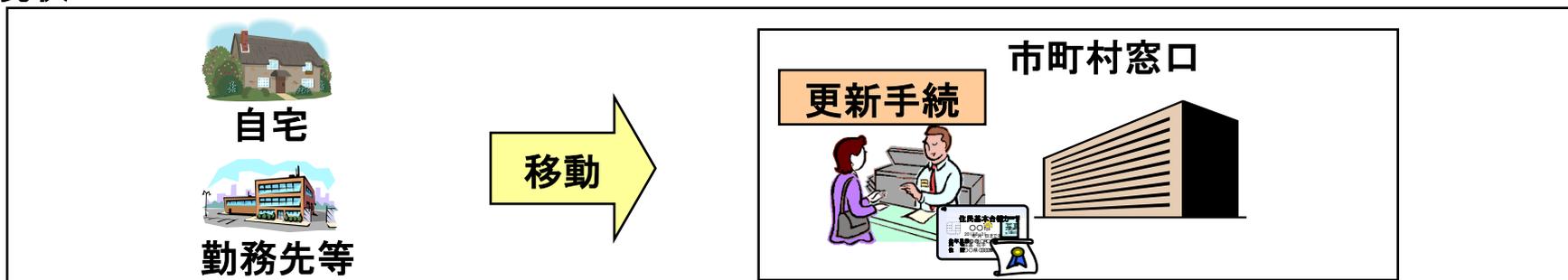


本検討会における具体的検討課題について

テーマ(1) 利便性の向上【オンライン更新】

現状



利用者(住民)は、市町村窓口に出向いて、電子証明書を更新(失効及び発行)する必要がある。

関連法令等

○公的個人認証法 第3条第2項、第3項

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地 市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

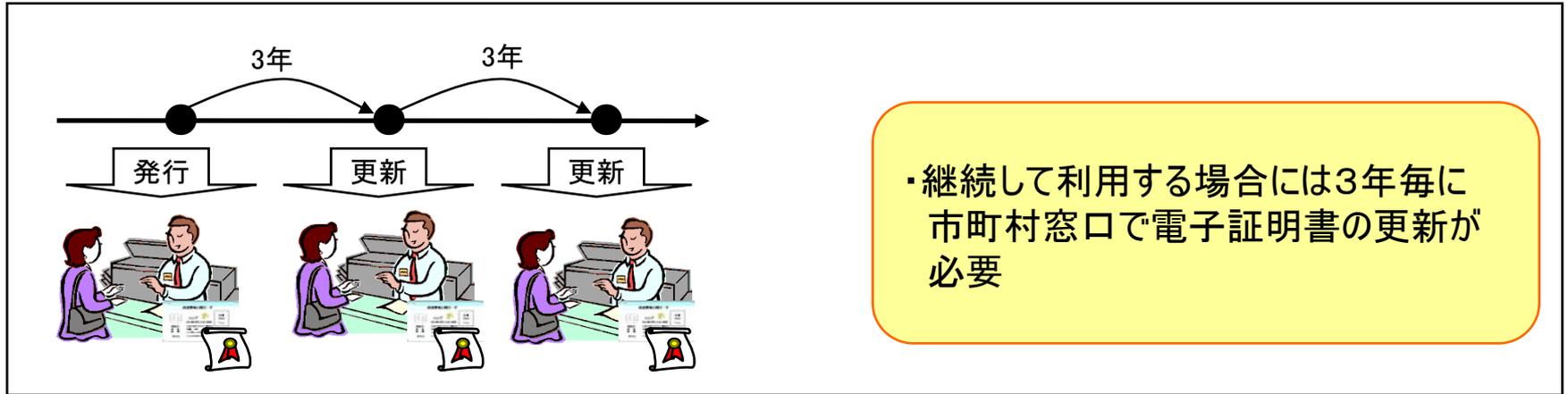
3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者確認」という。)をするものとし、利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

H18年度 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 論点整理(抜粋)

サービスのセキュリティや信頼性が損なわれないよう十分配慮しながら、電子証明書の有効期間を5年程度へ期間延長を行うことや、電子証明書の更新手続をオンラインで提供することなどについて検討する必要がある。

テーマ(2) 利便性の向上【有効期間の延長】

現状



電子証明書は有効期間が3年とされている。

関連法令等

○公的個人認証法 第5条

電子証明書の有効期間は、当該電子証明書の発行の日から起算して三年とする。

H18年度 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 論点整理(抜粋)

サービスのセキュリティや信頼性が損なわれないよう十分配慮しながら、電子証明書の有効期間を5年程度へ期間延長を行うことや、電子証明書の更新手続をオンラインで提供することなどについて検討する必要がある。

テーマ(3) 利便性の向上【記録媒体の拡大】

現状



・記録媒体は、事実上、住民基本台帳カードに限定

技術的基準を満たす電子証明書の記録媒体は住民基本台帳カードのみとなっている。

関連法令等

○公的個人認証法 第3条第4項

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれに対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するとともに、当該利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則 第8条

第八条 電磁的記録媒体は、住民基本台帳カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカード(住所地市町村長の使用に係る電子計算機の操作により利用者署名符号及び利用者署名検証符号を安全かつ確実に記録できるものに限る。)であって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

H18年度 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 論点整理(抜粋)

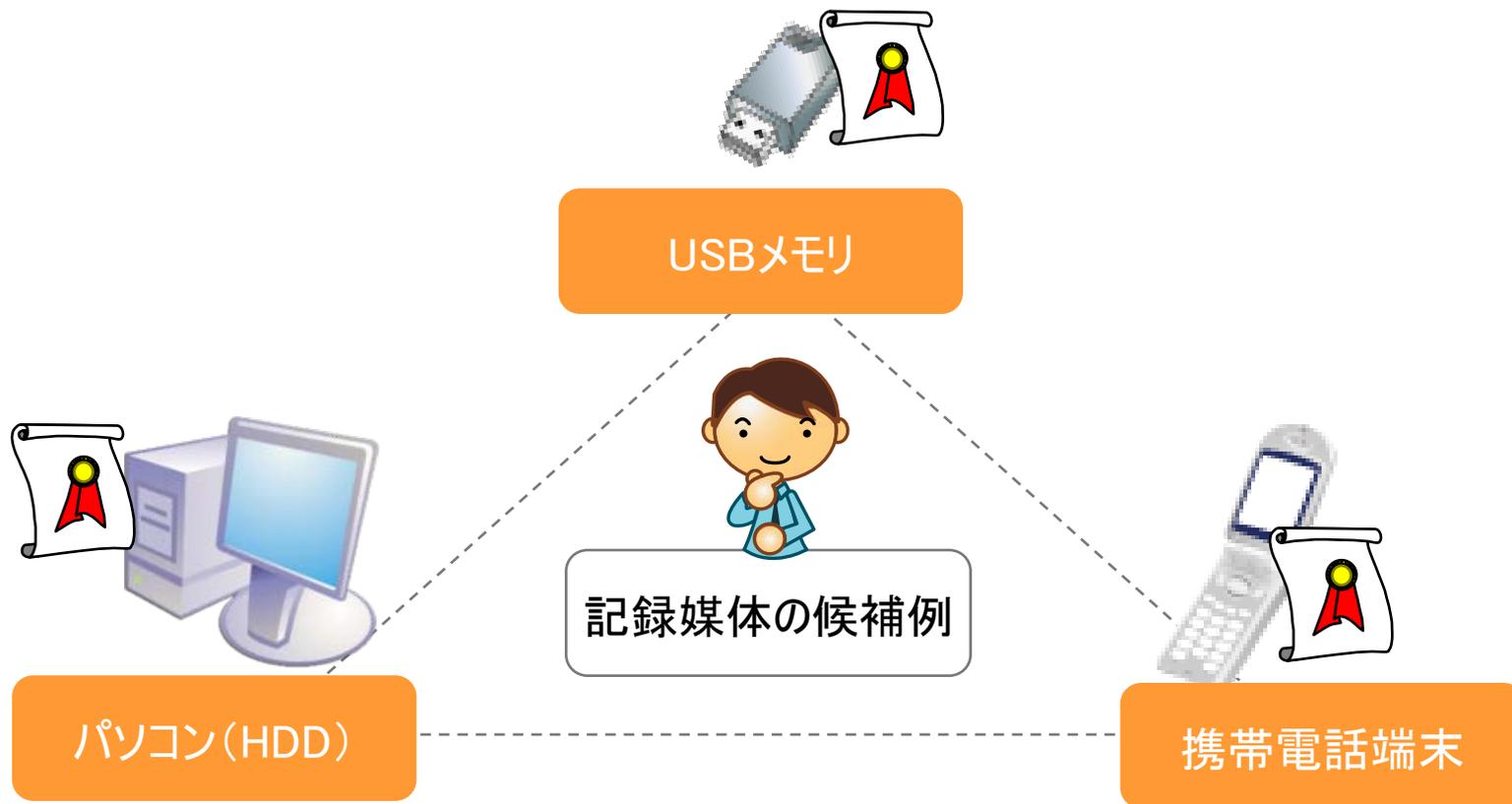
現行法制度においては、電子証明書の格納媒体の要件として、「住民基本台帳カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、総務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。」としており、技術要件を満たすカード(ICカード)であれば、種類を問わず電子証明書を格納することが可能となっている。ただし、現時点においては、住民基本台帳カード以外で、技術要件を満たすことができる適切な格納媒体が見当たらないことから、住基カードをベースにサービスの運用がなされている。

(中略)

今後、電子証明書の格納媒体について選択肢を増やしていくことも、利用者の利便性の観点からは有用と考えられる。

考えられる方策例

考えられる記録媒体の候補例としては、USBメモリ、携帯電話端末、パソコン(HDD)等が挙げられる



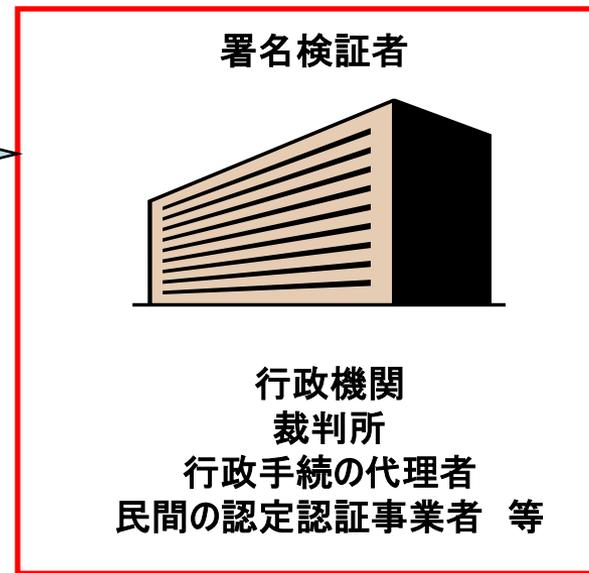
様々な記録媒体に格納された電子証明書を利用して、電子申請等の実施ができるようになることで、利用者の利便性向上につながる

テーマ(4) 利用サービスの拡大【署名検証者の拡大】

現状



各種申請



電子証明書の有効性確認



署名検証者は、行政機関等、裁判所、行政手続の代理者、民間の認定事業者等に限定されている。

テーマ(4) 利用サービスの拡大【署名検証者の拡大】

関連法令等

○公的個人認証法 第17条第1項

第十七条 次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第四号及び第五号に掲げる者にあつては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等（以下「行政機関等」という。）及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

- 一 行政機関等（⇒ 国、地方公共団体、独立行政法人、認可法人等）
- 二 裁判所
- 三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者（⇒ 自動車ワンストップサービスの登録情報処理機関）
- 四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者
- 五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者（⇒ 民間利用）
- 六 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの（⇒ 私立学校法人等）

○公的個人認証法 第17条第5項

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第十九条の二第一項の規定による回答をするため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第一号に掲げる団体にあつては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第十九条の二第一項の規定による回答を受ける者（以下「署名確認者」という。）の範囲の届出をしなければならない。

- 一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの（⇒ 士業団体）
- 二 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

テーマ(4) 利用サービスの拡大【署名検証者の拡大】

関連法令等

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令 第8条

第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条において同じ。）を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 特定認証業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特定認証業務における利用者（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をいう。以下この号において同じ。）の真偽の確認が、当該利用者から通知された当該特定認証業務の利用の申込みに係る情報について行われた電子署名（法第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書に記録された利用者署名検証符号（同条第二項に規定する利用者署名検証符号をいう。）に対応する利用者署名符号（同項に規定する利用者署名符号をいう。）を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、特定認証業務が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令 第9条

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める団体は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人とする。

テーマ(4) 利用サービスの拡大【署名検証者の拡大】

関連法令等

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令 第11条

第十一条 法第十七条第五項第一号の政令で定める団体は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該団体に係る同項の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる団体ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士 社会保険労務士法人
日本行政書士会連合会	行政書士 行政書士法人
日本司法書士会連合会	司法書士 司法書士法人
日本税理士会連合会	税理士 税理士法人
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士 土地家屋調査士法人
日本弁理士会	弁理士 特許業務法人

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令 第12条

第十二条 法第十七条第五項第二号の政令で定める団体又は機関は、法務省とし、当該団体又は機関に係る同項の政令で定める者は、公証人とする。

H18年度 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 論点整理(抜粋)

公的個人認証サービスは、地方公共団体という公的部門が提供するサービスであることから、国民が広く利用するなど一定の公益性が認められる分野での利用を中心に考えていく事が適当であると考えられる。

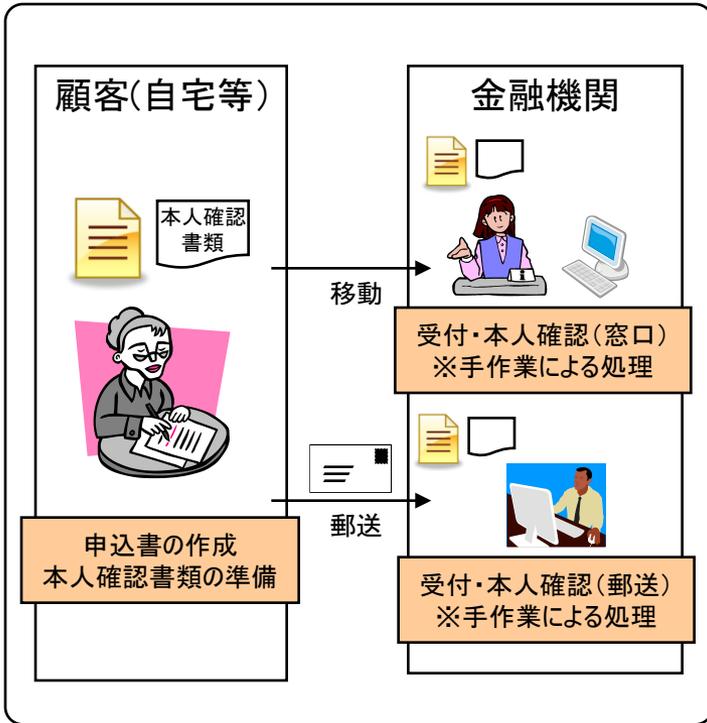
(中略)

具体的に、利用範囲の拡大が期待される分野として、大きく分ければ、公的分野と、一定の公益性が認められ、重要な社会インフラとしての機能を提供する金融分野などの民間分野が考えられる。

考えられる方策例 その1

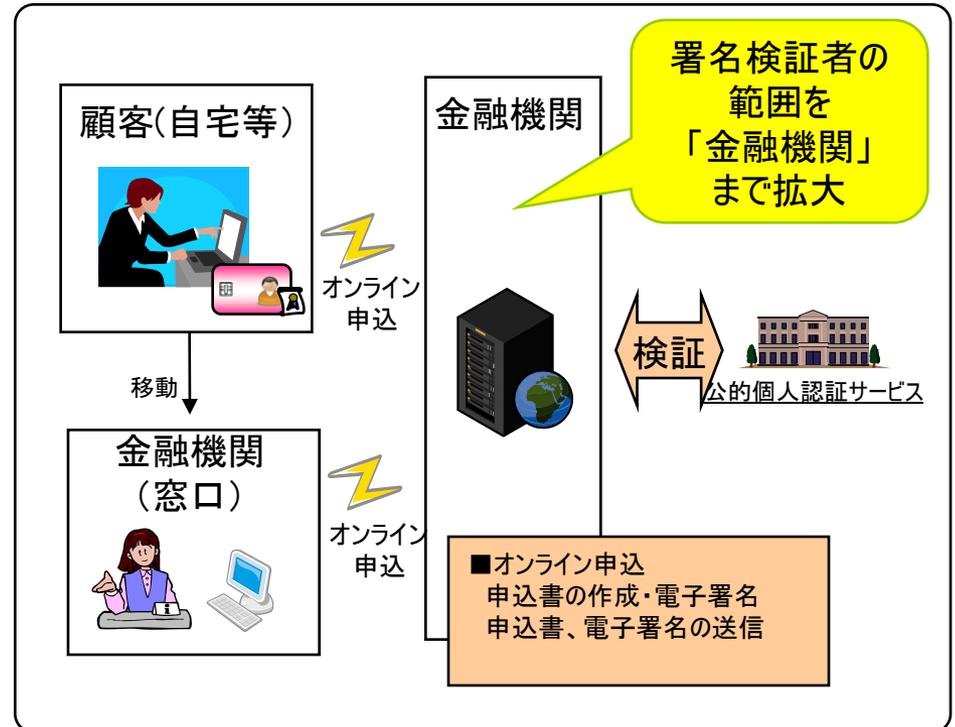
● 金融機関の口座開設

現行



金融機関の口座開設は、顧客が金融機関の窓口に出向いて申し込みするか、住民票などの本人確認書類と申込書を共に郵送する必要があり、時間を要している。

将来



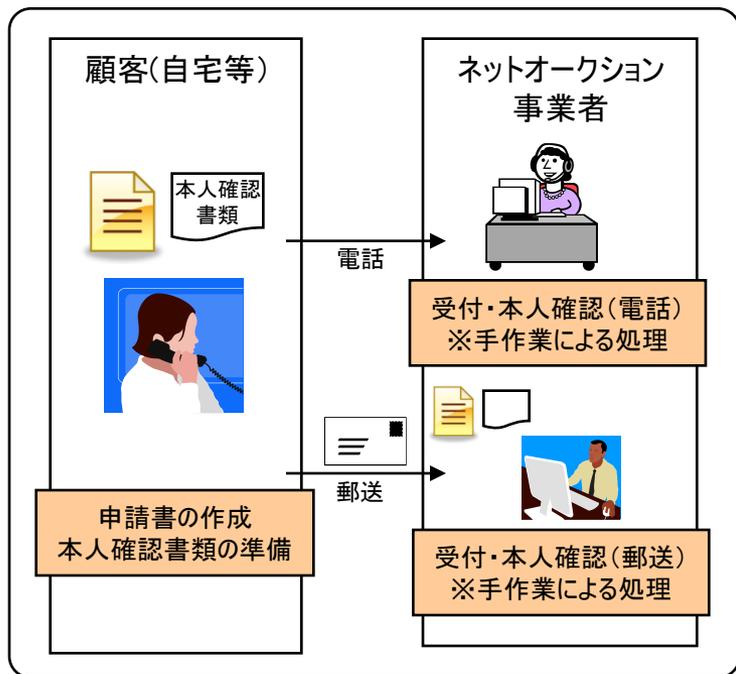
金融機関を署名検証者とすることで、自宅またはオフィスのパソコン等からのオンライン申請により、短時間で口座開設が完了できるようになることが期待される。

※ セキュリティやコストの観点から複数の事業者が共同で署名検証を行う仕組みを設けることも考えられる。 9

考えられる方策例 その2

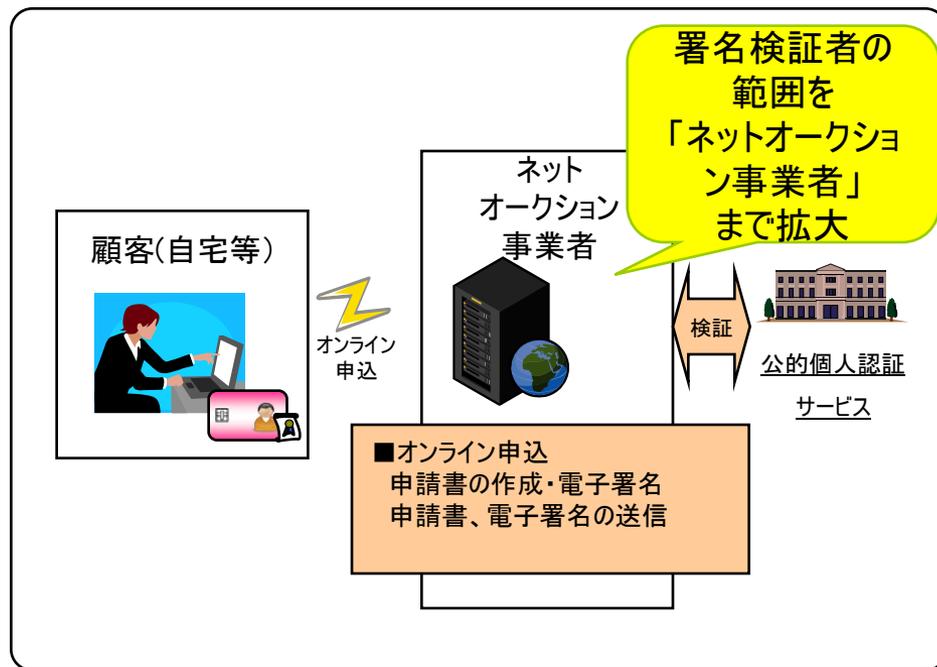
● ネットオークションにおける本人確認

現行



ネットオークション事業者が顧客の本人確認を必要とする場合、氏名・住所などを電話で確認するか、本人確認書類を送付することで実施しており、本人確認に時間と手間を要している。

将来

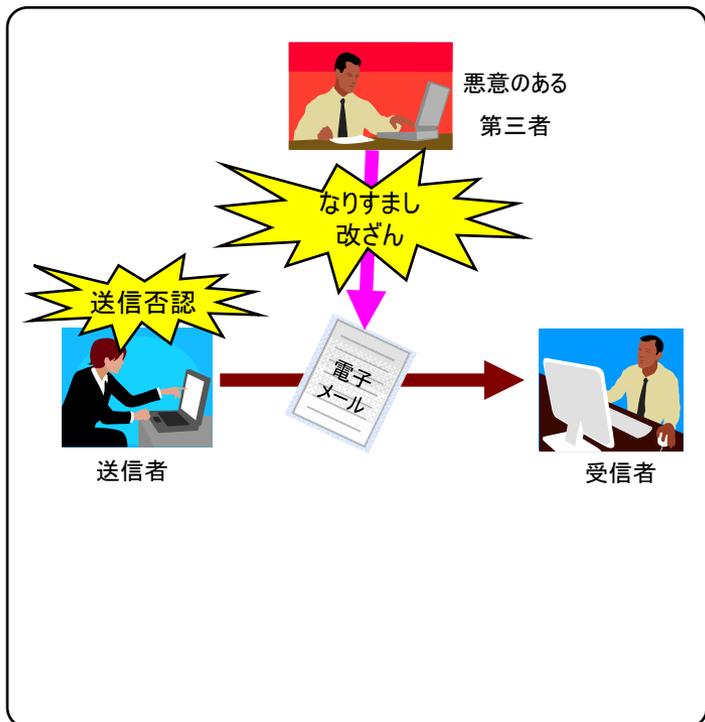


ネットオークション事業者を署名検証者とすることで、自宅またはオフィスのパソコン等からオンラインで本人確認が可能となり、本人確認に要する時間の短縮と作業量の削減が期待される。

考えられる方策例 その3

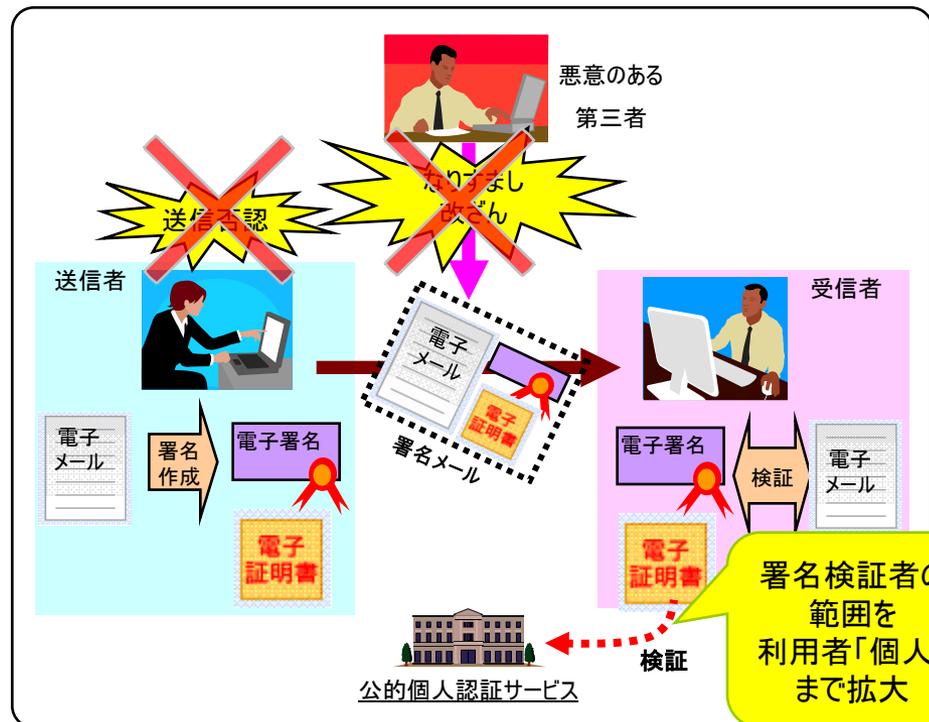
●署名メール

現行



個人と個人間、個人と行政機関の間等で送受信する電子メールにおいて、なりすましや改ざん、送信否認の発生する危険性がある。

将来

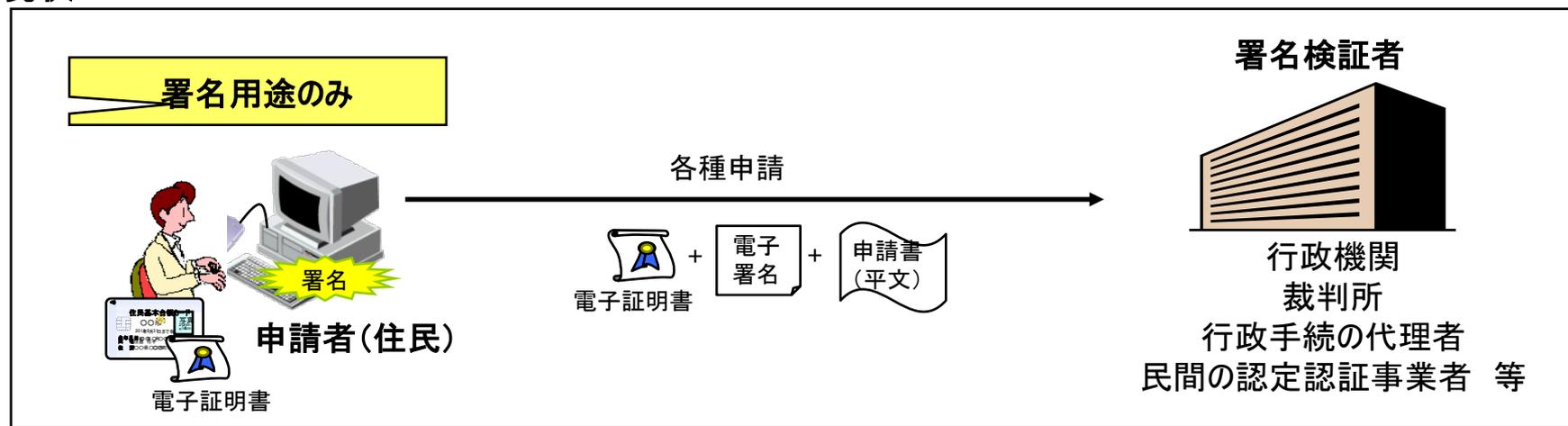


個人と個人間、個人と行政機関の間等で送受信する電子メールにおいて、なりすましや改ざん、送信否認の発生しない、安心・安全なメール送受信が可能となることが期待される。

※セキュリティやコストの観点から複数の利用者が共同で利用できる署名検証の仕組みを設けることも考えられる。

テーマ(5) 利用サービスの拡大【利用用途の拡大】

現状



電子証明書は、署名用途のみに利用されている。

関連法令等

現行法において、現行の電子証明書を認証用として使用することが可能かどうか、精査が必要。

H18年度 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 論点整理(抜粋)

公的個人認証サービスが認証用途の電子証明書を発行する形態としては、以下のようなパターンが考えられる。

- ①現行の公的個人認証サービスの署名用途の電子証明書を認証用として併用する。
- ②現行法を改正し、公的個人認証サービスの都道府県単位認証局から、署名用途の電子証明書とは別に認証用途の電子証明書を発行する。

考えられる方策例 その1

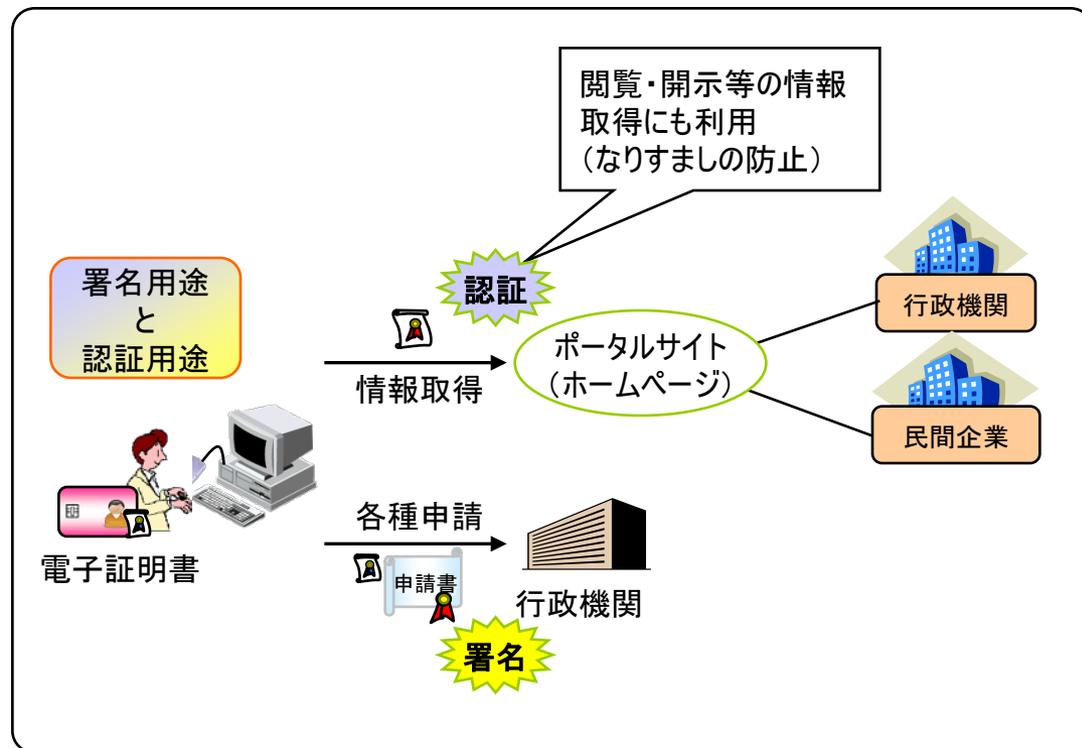
● 行政情報の閲覧等（認証用途）

現行



現在の公的個人認証サービスの電子証明書は、署名用途のみに利用されている。

将来

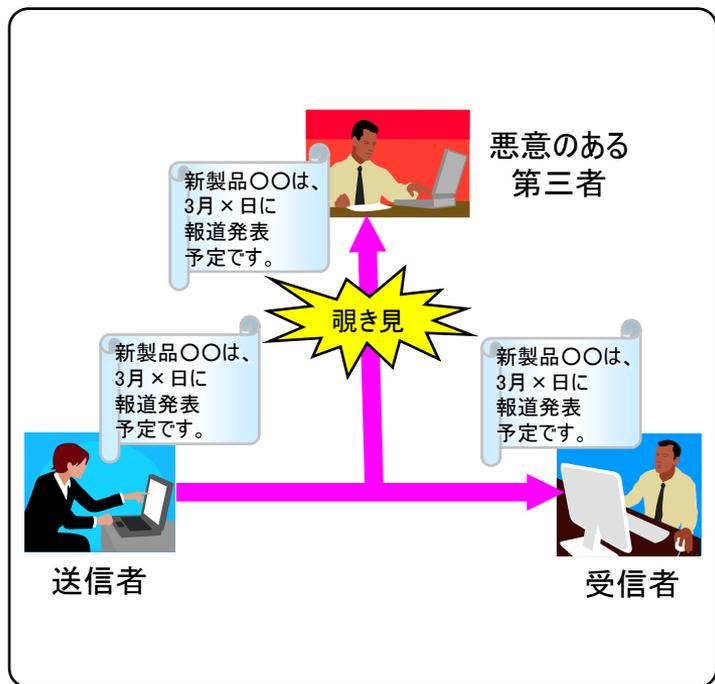


公的個人認証サービスの電子証明書を、認証用途に拡大することで、確実な本人確認のもと安全に情報の閲覧が可能になる。なりすましによるアクセスも防止できる。

考えられる方策例 その2

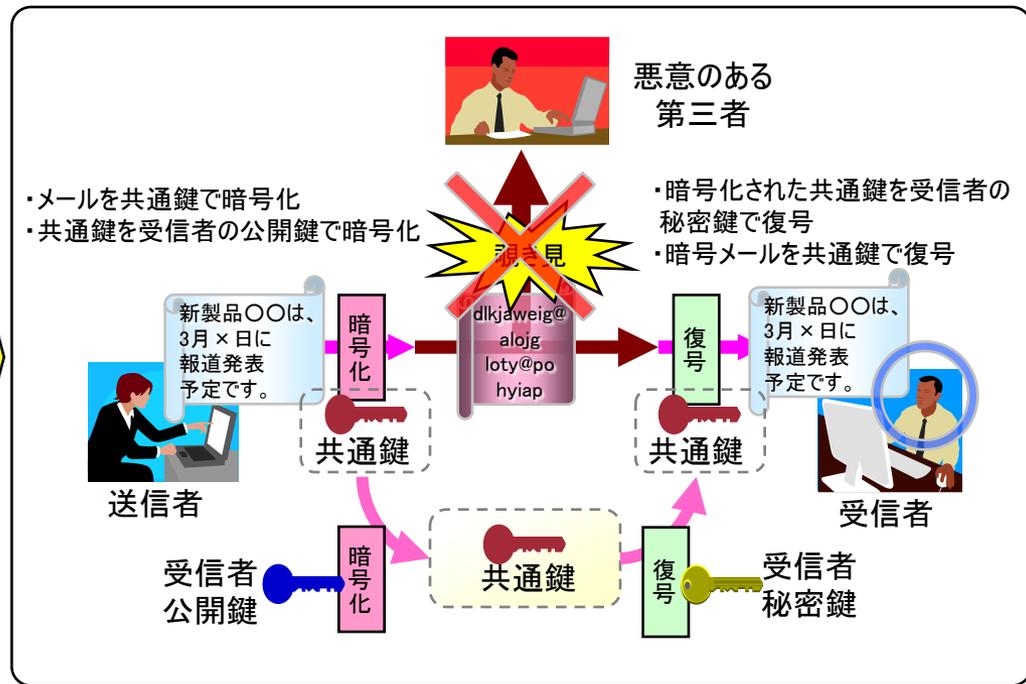
●暗号メール(暗号用途)

現行



オープンなインターネット上では、メールの覗き見のリスクがある。

将来



個人と個人間、個人と行政機関の間等の通信において、第三者がネットワーク上で盗聴することのできない、安心・安全なメール環境を提供する。

※セキュリティやコストの観点から、メールの暗号化に使う共通鍵を共同で管理する仕組みや、秘密鍵を預託する仕組みを設けることも考えられる。